

2013年10月16日  
イオン株式会社

## 株式会社文藝春秋に対する訴訟提起について

イオン株式会社（以下、当社）は、株式会社文藝春秋に対し、名誉毀損の不法行為による損害賠償等を求め、下記の通り、本日、東京地方裁判所に訴状を提出いたしました。

株式会社文藝春秋は、雑誌「週刊文春」2013年10月17日号において、“「中国猛毒米」偽装 イオンの大罪を暴く”と題し、根拠を有しない著しく公正さを欠いた報道を行い、当社名誉を毀損しました。

当社としては、本来公正であるべき言論機関による謂われない報道に対し、法廷において真実を明らかにしてまいる所存です。

## 記

### 1. 当事者

原告 イオン株式会社  
被告 株式会社文藝春秋

### 2. 請求の趣旨

- ①損害賠償請求額 1億6,500万円
- ②謝罪広告 雑誌「週刊文春」誌上及び日刊新聞紙上で謝罪広告を掲載
- ③被告のウェブサイト2013年10月17日号記載部分の削除
- ④訴訟費用の負担

### 3. 本件概要と当社の主張

#### (1) 本件記事の内容の一部について

本件は、「週刊文春」2013年10月17日号掲載記事において、同誌を読んだ不特定多数の方に対し、以下のような印象を与えたものです。

- ①当社が、猛毒に汚染された大量の中国産米を安全な米であると偽装し、1,500万食分の弁当やおにぎりを当社のお客さまに販売していた。
- ②当社グループの店舗で販売する全商品の8割が中国産であり、それにより当社が不当な利益を得ている。

③当社が、農家に対し、米を標準的な価格よりも著しく安い価格で納入するよう不当な圧力を加えており、それが原因で、三瀧商事株式会社が中国産米を国産米に混入する行為を行った。

(2) 当社の主張

①三瀧商事株式会社に対する農林水産省の立入検査結果によれば、「安全性に問題がある米穀が食用に流用されたという事実は確認されていない」とのことであり、ましてや当社が猛毒に汚染された大量の中国産米を安全な米であると偽装し、当社のお客さまに販売していたなどとする事実はありません。

②食品の中国からの調達については、当時、国内での販売額の10%以下と低い構成比でありました。よって、当社が取り扱う全商品のおよそ8割を中国から仕入れているという事実はありません。

③当社は弁当やおにぎりに使用する米飯の商談については、米卸業者・商社と行っているため、農家と直接交渉を行うことはなく、不当な圧力をかけたとする事実はありません。

本件記事における事実の摘示・論評は、根拠を有せず著しく公正さを欠いた報道であり当社の名誉を毀損していることから、本件記事の出版社を相手として損害賠償及び名誉回復措置を求めるものです。

以上